

国際基準1～9に基づく候補地の選定方法（案）

・・・：H21年度第2回会議までの変更部分

下線・取消線：新たに加えた変更部分

※：留意点

基準1: 適当な生物地理区内に、自然のまたは自然度が高い湿地タイプの代表的、希少または固有な例を含む湿地がある場合には、その湿地は国際的に重要であると考えることとする。

1. 湿地タイプの代表的な湿地

面積の狭い「希少または固有な例を含む湿地」で、その周辺に同様の湿地がある場合には、いくつかの湿地をまとめて「〇〇湿地群」、「〇〇雪田群」、「〇〇湖沼群」とする。

※陸域については Udvardy の生物地理区分（5区分）、海域については「世界の海洋エコリージョン（MEOW）」の生物地理区分（8区分）を用いて、生物地理区分を代表する湿地タイプを選定する。

ただし、各生物地理区分内に分布が限られている（＝希少）又は唯一分布する（＝固有）湿地タイプがある場合には、面積基準によらずに選定する。

<湿原>

○原則として、重要湿地500の「湿地タイプ」に「湿原」、「雪田草原」、「湧水湿地」が含まれること。

○一定以上の規模とまとまりを有していること。（第5回自然環境保全基礎調査、湿地調査において、原則として200ha以上（北海道）または100ha（北海道以外）以上であり、単一で一定程度のまとまりを有していること。）

○選定理由が重要湿地500の選定基準②（希少種等の生育生息）又は選定基準④（渡り鳥）のみでないこと。

※泥炭地の形成史等に留意する。

○湿原に保護区が重複すること。

※湿原のタイプ（高層湿原、低層湿原、中間湿原）のバランスに留意する。

<河川>

○原則として、重要湿地500の「湿地タイプ」に「河川」が含まれること。

○河川が主な選定対象であること。

○一定以上の規模を有していること（原則として長さ5km以上）。

○高い自然性を有していること

○選定理由が重要湿地500の選定基準②（希少種等の生育生息）又は選定基準④（渡り鳥）のみでないこと。

○河川に保護区が重複すること。

<湖沼>

- 原則として、重要湿地500の「湿地タイプ」に「湖沼」、「潟湖（潟湖干潟を除く）」が含まれること。
- 一定以上の規模を有していること（原則として500ha以上）。
- 選定理由が重要湿地500の選定基準②（希少種等の生育生息）又は選定基準④（渡り鳥）のみでないこと。
- ~~○湖沼に保護区が重複すること。~~
- 人工護岸が少ないなど、高い自然性を有していること
- ★人工湖岸率が50%未満（第4回自然環境保全基礎調査、湖沼調査）であること。
- ※地域バランスに留意する。

<地下水系（カルスト地形）・湧水地>

- 原則として、重要湿地500の「湿地タイプ」に「地下水系」、「湧水地」、「湧水」が含まれること。
- 選定理由が重要湿地500の選定基準②（希少種等の生育生息）のみでないこと。
- 各生物地理区分で最大規模を有すること。
- ~~○地下水系、湧水地に保護区が存在すること。~~

<塩性湿地>

- 原則として、重要湿地500の「湿地タイプ」に「塩性湿地」が含まれること。
- 一定以上の規模を有していること。
- 選定理由が重要湿地500の選定基準②（希少種等の生育生息）又は選定基準④（渡り鳥）のみでないこと。
- ~~○塩性湿地に保護区が重複すること。~~

<マングローブ湿地林>

<事務局からの提案>

- 原則として、重要湿地500の「生物群」に「マングローブ林」が含まれること。
- 一定以上の規模を有していること。（第5回自然環境保全基礎調査、海辺調査において原則として100ha以上）
- 選定理由が重要湿地500の選定基準②（希少種等の生育生息）又は選定基準④（渡り鳥）のみでないこと。
- ~~○マングローブ林内に保護区が重複すること。~~

<干潟>

- 原則として、重要湿地500の「湿地タイプ」に「干潟」、「河口干潟」、「潟湖干潟」、「前浜干潟」、「入江干潟」等「砂浜」、「浅海域」が含まれるか、第7回自然環境保全基礎調査（干潟調査）」の対象干潟157カ所に含まれていること。
- 一定以上の規模を有していること（第4回自然環境保全基礎調査、干潟調査で原則と

して10ha以上)。

○選定理由が重要湿地 500 の選定基準② (希少種等の生育生息) 又は選定基準④ (渡り鳥) のみでないか、選定基準②・④以外の条件に合致することが第7回自然環境保全基礎調査 (干潟調査) で認められること。

○干潟に保護区が重複すること。

<藻場>

<事務局からの提案>

○原則として、重要湿地500の「生物群」に「海草」または「海藻」が含まれること。

○一定以上の規模を有していること (第4回自然環境保全基礎調査、藻場調査または第5回自然環境保全基礎調査、海辺調査で海草・海藻藻場ともに原則として5400ha以上)。

○選定理由が重要湿地 500 の選定基準② (希少種等の生育生息) のみでないこと。

○藻場に保護区が重複すること。

<サンゴ礁>

○原則として、重要湿地500の「生物群」に「サンゴ」が含まれること。

○一定以上の規模を有していること。(第4回自然環境保全基礎調査、サンゴ礁調査において、当該湿地付近のサンゴ礁面積が原則として50ha以上)

○サンゴ礁に保護区が重複すること。

○選定理由が重要湿地 500 の選定基準② (希少種等の生育生息) のみでないこと。

※非サンゴ礁域及びサンゴ礁域において代表的なサンゴ礁を選定 (面積及び被度で評価)

2. 希少または固有な例を含む湿地

★植生、地質、土壌の観点から「代表的、希少または固有な例を含む湿地」を選定する。

例：多雪地帯の限定された分布のナガバナモウセンゴケ、塩性湿地のアッケシソウやシチメンソウ群落、貧栄養的な湿地、超塩基性岩の湿地など。

★キタサンショウオ、イジマルリボシヤンマ、オショロコマのような、氷河期の遺存種のように生物学的貴重種の視点から、候補地を選定する。

基準 2: 絶滅危惧種危急種、絶滅危惧種または近絶滅種と特定された種 (絶滅危惧 I 類・II 類に該当)、または絶滅のおそれのある生態学的群集を支えている場合には、その湿地は国際的に重要であると考えることとする。

○IUCNの「深刻な危機絶滅寸前(CR)」、「絶滅危機(EN)」、「危急(VU)」のいずれかで、かつ環境省レッドリストの「絶滅危惧 I 類(CR+EN)」、「絶滅危惧 IA 類(CR)」、「絶滅危惧 IB 類(EN)」、「絶滅危惧 II 類(VU)」のいずれかを満たす種。

○繁殖地や越冬地等として生活史の特定の段階で安定的に絶滅危惧種や絶滅のおそれのある生物学的群集を支えていること。

※野生復帰をした種についても対象とする